



法学セミナー 刑事訴訟法

トピックス	TOP	MPD
S・A	20~23	20~23
論文	7・8	5

強制採尿等

強制採尿

① 意義

尿の任意提出を拒否する者の尿道にカテーテルを挿入し、強制的に尿を採取することをいう。

② 採尿を行う必要性

被疑者の尿中に覚醒剤等の薬物が含有されている旨の鑑定結果が、覚醒剤等の薬物事犯の被疑者を有罪にする有力な証拠となる。そのため、薬物事犯においては被疑者から尿を採取する必要がある。

【採尿の手段】

①任意手段	被疑者から尿の任意提出を受けて領置する。
②強制手段	令状を得て医師に依頼して尿を強制的に採取する(強制採尿)。



領置とは、被疑者その他の者が遺留した物、及び所有者・所持者等が任意に提出した物を押収する手続のことだよ。

③ 強制採尿の可否

強制採尿は、憲法及び刑訴法に明文の規定がなく、被採取者に肉体的不快感や抵抗感、精神的な屈辱感を与えるため、これが許されるかどうかが問題になる。

最高裁は、強制採尿について、医師等によって適切に行われる限り、身体に対する危険性は乏しいこと、また、屈辱感等の精神的打撃は、他の裸にした上で身体検査においても同じようにあり得ることから、強制採尿が真にやむを得ないと認められる場合には、最終的手段として許されるとしている(最決昭55.10.23)。



強制採尿の要件

強制採尿は、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適當な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められる場合には、最終的手段として、適切な法律上の手続を経てこれを行ふことも許される(最決昭55.10.23)。

④ 強制採尿に必要な令状

尿は、いずれ体外へ排出されるいわば廃棄物であり、これを強制的に採取する行為は検索・差押えの性質を有することから、検索差押許可状によるべきである。

ただし、令状には、医師をして医学的に相当と認められる方法で行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。

この検索差押許可状は、強制採尿令状と呼ばれているよ。



⑤ 任意提出の機会を与えない強制採尿の可否

強制採尿を実施するには、原則として、その前に尿の任意提出を求めたが拒否されたという事実が必要である。もっとも、この事実の存在は、不可欠の条件ではない。



尿の任意提出を求めずに強制採尿ができる事例

判例

覚醒剤による中毒症状により精神錯乱になり保護されている者には、尿の任意提出を期待できないことから、任意提出を拒否されたという事実がなくても、強制採尿が可能である(最決平3.7.16)。

⑥ 採尿場所への連行の可否

強制採尿を実施するには被疑者を病院等の採尿場所まで連行し、採尿に必要な時間、留め置く必要がある。被疑者が任意の求めに応じない場合には、強制採尿令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際に必要最小限度の有形力を行使することができる(最決平6.9.16)。

強制採血

① 意義

血液型や血中アルコール濃度を確定するために行う採血を、強制の処分によって行うこという。

② 強制採血に必要な令状

① 血液の採取により軽微ではあるが身体に傷害や痕跡を残すこと、採血に専門的知識・技術が必要なことから、鑑定処分許可状が必要である。また、② 鑑定処分については、直接強制を認めた刑訴法172条、139条が準用されず(刑訴法225条4項)、血液採取を拒む者に対して直接強制ができないことから、これができる身体検査令状も必要となる。

したがって、鑑定処分許可状と身体検査令状が併用される。



マンガでTRY 法学論文 刑 法

TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



傷害罪の共犯

甲、乙は日頃から不快に思っていたAに対し、怪我をさせない程度にヤキを入れてやろうと共謀し、Aを公園へ呼び出し、肩を押す、服を引っ張るなどの暴行を加えた。そこへ、偶然通り掛かった丙と丁が「面白そうだ、もっとやれ」等とはやし立てたことから勢いづいた甲と乙は、Aの顔面を手拳で何回も殴打した。それを見ていた丙も日頃からAに腹を立てていたことから、事前の共謀なしにAの顔面を手拳で1回殴打した。これらの暴行により、Aは傷害(加療約1か月)を負った。



この場合における甲、乙、丙、丁の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡